

報告事項 No. 3

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の 臨時代理の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 臨時代理した事項

(1) 要綱の一部改正

「令和5年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱」の一部改正

(2) 内容

新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者となったことにより、全ての適性検査を受検できなかった志願者を対象として「特例による検査」を実施する。

2 臨時代理を行った日

令和5年1月26日

3 臨時代理を行った理由

「特例による検査」の実施に関して、早期に受検者に周知する必要があるため。

(参考) 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条各号に規定する事務について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の委員会会議に報告し、その承認を受けなければならない。